

平成30年度第2回定例総会 議事録

1 開催日時 平成30年5月25日（金）午後1時30分～午後1時56分

2 開催場所 加美町小野田支所 2階会議室

3 出席委員（18名）

会 長	19番	我孫子武二
会長職務代理者	18番	三浦泉
委 員	1番	半田守
〃	2番	天野勇一郎
〃	3番	二瓶宏男
〃	5番	高橋京一
〃	6番	小山京子
〃	7番	板垣文一
〃	8番	三嶋秀二郎
〃	9番	畠山義信
〃	10番	杉村昭宏
〃	11番	千葉連悦
〃	12番	畠山明美
〃	13番	尾形徳夫
〃	14番	澁谷幹男
〃	15番	伊藤登喜子
〃	16番	齋田洋一
〃	17番	佐々木信幸

4 欠席委員（1名）

委 員	4番	尾出弘子
-----	----	------

5 議事日程

- 日程第1 議事録署名委員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 会議書記の指名
- 日程第4 報告第5号 農地法第18条第6項の規定による通知について
- 日程第5 報告第6号 農地の利用変更届について
- 日程第6 議案第4号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 日程第7 議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 日程第8 議案第6号 農用地利用集積計画の審査について

6 説明のため出席した職員

農業委員会事務局長（書記）	太 田 浩 二
農業委員会事務局次長兼農地係長	鎌 田 裕 之
農業委員会事務局主事	猪 股 雅 敬

7 議事の経過及び結果

次のとおり。

第2回定例総会 議事の経過及び結果

〈午後1時30分 開会〉

*事務局（太田浩二事務局長） それでは、定刻でございますので只今より平成30年度加美町農業委員会第2回定例総会を開催いたします。

はじめに、会長からご挨拶をお願いいたします。

*会長（我孫子武二会長） 第2回定例総会に出席いただき、大変ご苦労さまでございます。田植えもほぼ終わったのかなというふうなお話をしてきたんですけども、全体の95%以上は終わったのかなと思います。田植えの最中は4月上旬のような天気がございました。最高気温が12度や13度ですね。その日に私は田植えをしたんですけども、非常に活着が悪くて、頭の痛い思いをしています。

皆さん新聞等でご存じだと思いますけれども、改正農地法が国会を通りました。年度内中には施行されるのではないかと思います。1つは、農業用施設の全面コンクリートの農地扱い、それから所有者不明の農地の取り扱い。所有者不明の農地については、津波で被害を受けた農地が前提になるようですが、当地区において未相続の農地が結構ございます。それも含まれるようで、詳細については今から整理されるようです。その辺も含めた整理を国にはやっていただきたいし、県を通して国に要望するというふうな、農業会議のほうではそういう段取りになっています。ということで、TPPもかなり前進していますし、我々農家にはかなり厳しいものと思います。

本日も慎重な審議をお願いしまして挨拶といたします。よろしくをお願いいたします。

*事務局（太田浩二事務局長） それでは農業委員会会議規則第4条の規定により、会長が議長となりまして、議事を進行していただきます。会長よろしく申し上げます。

*議長（我孫子武二会長） ただいまの出席委員は18名です。4番、尾出弘子委員から欠席の通告があります。定例総会の定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

日程第1 議事録署名委員の指名

*議長（我孫子武二会長） 日程第1、議事録署名委員の指名を行います。本日の議事録署名委員は、2番 天野勇一郎委員、6番 小山京子委員をお願いいたします。

日程第2 会期の決定

*議長（我孫子武二会長） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。お諮

りいたします。本定例総会の会期は、本日1日間といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

—「なし」の声あり—

*議長（我孫子武二会長） ご異議なしと認め、会期は本日1日間と決定いたしました。

日程第3 会議書記の指名

*議長（我孫子武二会長） 日程第3、会議書記の指名を行います。本日の会議書記には、事務局長 太田浩二君を指名いたします。なお、本定例総会の事務従事者として事務局長以下の関係職員を任命します。

それでは、議案の審議に入ります。

日程第4 報告第5号 農地法第18条第6項の規定による通知について

*議長（我孫子武二会長） 日程第4、報告第5号、農地法第18条第6項の規定による通知について事務局より報告いたします。

*事務局（猪股雅敬主事） 報告第5号、農地法第18条第6項の規定による通知について。このことについて、別紙のとおり通知があったので報告いたします。平成30年5月25日提出。加美町農業委員会会長 我孫子武二。

[報告第5号

賃貸借の合意解約通知受付

4月26日受付 地目 田、地積471㎡ 外3筆、計5,779㎡
(基盤強化促進法)

以上、5,779㎡の合意解約について説明。]

*議長（我孫子武二会長） 報告が終わりました。これより質疑を行います。質疑ございませんか。

—「なし」の声あり—

*議長（我孫子武二会長） 質疑がないようですから、これにて報告第5号を終了いたします。

日程第5 報告第6号 農地の利用変更届について

*議長（我孫子武二会長） 日程第5、報告第6号、農地の利用変更届について、事務局より報告いたします。

*事務局（鎌田裕之次長） 報告第6号、農地の利用変更届について。このことについて、別紙のとおり農地の利用変更届の提出があったので報告いたします。平成30年5月25日提出。加美町農業委員会会長 我孫子武二。

〔 報告第6号

農地の利用変更届

30年5月2日受付 地目 田、変更面積 537 m² 盛土をして畑地として利用

以上1件の農地の利用変更届について説明。 〕

*議長（我孫子武二会長） 報告が終わりました。これより質疑を行います。質疑ございませんか。

—「なし」の声あり—

*議長（我孫子武二会長） 質疑がないようですから、これにて、報告第6号を終了いたします。

日程第6 議案第4号 農地法第3条の規定による許可申請について

*議長（我孫子武二会長） 日程第6、議案第4号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局より説明をさせます。

*事務局（猪股雅敬主事） 議案第4号、農地法第3条の規定による許可申請について。下記農地について農地法第3条第1項の規定により許可申請があったので審議されたい。平成30年5月25日提出。加美町農業委員会会長、我孫子武二。

10ページをご覧ください。今月の農地法第3条の許可申請は4件でございます。

番号1、渡人、A氏、57歳。受人、B氏、62歳。申請地は、上狼塚字仲野町の田2筆で、面積2,062 m²。親戚であるB氏が経営規模拡大のため売買にて取得するものでございます。

申請番号2番及び3番に関しましては農地の交換案件でございます。番号2、渡人、C氏、65歳。受人、D氏、67歳。申請地は上狼塚字中嶋の田1筆で、面積268 m²。申請番号3番の農地と交換をするものでございます。

番号3、渡人、D氏、67歳。受人、C氏、65歳。申請地は上狼塚字畑辺の田1筆で、面積115 m²。申請番号2番の農地と交換をするものでございます。

番号4、渡人、E氏、61歳。受人、F氏、62歳。申請地は、字漆沢筒砂子の畑1筆で、面積319 m²。譲渡人からの要望により売買するものでございます。以上で説明を終わります。

* 議長（我孫子武二会長） 議案の説明が終わりました。ただいまの説明に関連して、担当委員の方から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。それでは申請番号1番から3番について、16番、斎田洋一委員をお願いします。

* 16番（斎田洋一委員） 事務局から説明がありました通り、A氏とB氏は親戚関係ということでございます。今回B氏が規模拡大ということで、買い受けるということです。場所的には、ホームックの裏側です。この案件につきまして、譲渡人、譲受人に聴き取りし、現地調査を行った結果、地域調和要件に支障ないものと判断いたしました。

続いて申請番号2番、3番について。譲渡人、譲受人につきまして、交換案件ですので同一です。現況でも交換して耕作していたようで、今回正式に許可を取っておきたいということでの申請です。C氏とD氏両方に確認いたしました。聴き取り調査し、現地確認の結果、地域調和要件に支障のないものと判断いたしました。3番の案件についても、同じように聴き取り調査を行い、地域調和要件に支障のないものと判断いたしました。以上です。

* 議長（我孫子武二会長） ご苦労様でした。続きまして、申請番号4番について、2番、天野勇一郎委員をお願いします。

* 2番（天野勇一郎委員） 2番、天野が報告いたします。譲渡人のE氏は元々、F氏の家の隣に住んでいたんですけれども、小野田の南小路に引っ越したということで、F氏がずっと借りていた畑を譲渡人からの要望により売買するという事です。譲渡人、譲受人に聴き取り調査し、現地調査を行った結果、地域調和要件に支障ないものと判断いたしました。以上です。

* 議長（我孫子武二会長） ご苦労様でした。現地調査の結果並びに補足説明が終わりました。これより審議を行います。質疑ございませんか。

—「はい」の声あり—

* 議長（我孫子武二会長） はい。5番、高橋委員。

* 5番（高橋京一委員） はい。申請番号2番と3番についてですが、2番のほうが268㎡、3番が115㎡で倍の面積ですが、これはそのままの申請ですか。

* 事務局（猪股雅敬主事） こちらの農地ですが、譲渡人、譲受人の二代前から交換耕作をしている状態です。面積が違いますが、そのまま交換ということでお話を承っております。

* 議長（我孫子武二会長） ほかに質疑ございませんか。

—「なし」の声あり—

- * 議長（我孫子武二会長） 質疑がないようですから、これで審議を終わります。これより、議案第4号、農地法第3条の規定による許可申請についての採決を行います。お諮りします。本件は、申請のとおり許可することにご異議ございませんか。

—「異議なし」の声あり—

- * 議長（我孫子武二会長） ご異議なしと認めます。よって、議案第4号、農地法第3条の規定による許可申請については、申請のとおり許可することに決定しました。

日程第7 議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請について

- * 議長（我孫子武二会長） 日程第7、議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局より説明をさせます。

- * 事務局（鎌田裕之次長） 議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請について。下記農地を農地以外の目的に供するため農地法第5条第1項の規定により許可申請があったので審議されたい。平成30年5月25日提出。加美町農業委員会会長 我孫子武二。

12ページをご覧ください。今月の農地法第5条の許可申請は1件でございます。

番号1、資料は、14ページの事業計画書概要から、18ページまでになります。譲渡人は、加美町上狼塚字東北原…番地…、G氏。譲受人は、栗原市鶯沢南郷久保前…番地…、H氏。申請地は、柳沢字諏訪…番の田、外5筆。面積は、合わせて2,049㎡。申請事由は売買による太陽光発電設備を設置するものです。事業資金は、銀行融資…万円で、このうち土地代は…万円です。転用計画は平成30年6月1日着工、平成30年8月31日完成予定です。申請地は、加美町宮崎支所の北東約2.1kmに位置し、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地で、宅地が連たんする区域に隣接していることから、第2種農地と判断いたしました。本案件は、譲渡人の旧宅地に隣接し、南西側が県道に接している農地であり、譲受人が太陽光発電の事業用地として譲り受けるものです。以上1案件でございます。

- * 議長（我孫子武二会長） 議案の説明が終わりました。ただいまの説明に関連して、担当委員の方から現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。それでは、申請番号1番について、8番、三嶋秀二郎委員お願いします。

- * 8番（三嶋秀二郎委員） 5月15日、天野委員、杉村委員、私、事務局と現地調査を行いました。当日は譲受人であります、H氏立会いの下で行いました。申請については事務局からも説明があったとおり、宮崎の柳沢という地区でございまして、面積は2,049㎡でございますが、毎年農地パトロールをやっている遊休農地の調査対象地区でございます。農地としては使っていないということでございます。事業計画については事務局が説明したとおり、H氏が太陽光発電設備の設置ということで、3年前から既に2箇所太陽光発電を行っています。売買は土地代…万円ということでもあります。それから農地の区分についても事務局から説明がありまし

たが、第2種農地でございまして、第1種及び第3種のいずれの要件にも該当しないということで、第2種農地ということでございます。申請地は、住宅が連たんしている集落の東側で、譲渡人であるG氏の旧宅地に隣接した農地でございます。G氏は現在上狼塚に住んでおりまして、旧宅地については空き家になっているということでございます。譲渡人が相続農地を譲受人に事業用地として売買するものであります。隣接する農地への影響はないと思われまます。周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無でございますが、計画地の周辺には畦畔がございます。土盛りは行わないので、土砂の流出はございません。雨水は地下浸透となるということで、南側の農地との境界には新たに畦畔等を設けるということです。以上のことから許可相当と判断いたしました。以上です。

*議長（我孫子武二会長） ご苦労様でした。現地調査の結果並びに補足説明が終わりました。これより審議を行います。質疑ございませんか。

—「はい」の声あり—

*議長（我孫子武二会長） はい。5番 高橋委員。

*5番（高橋京一委員） はい。1つお聞きしますが、この売買につきましては、私がちょっと指導したものですから、…番と…番の分も含めて…万円ということで契約をさせたということで、今回の申請には入っていないものですから、そのへんはどうなったのかなど。そして、…番、…番につきましては、旧宮崎町時代の子牛市場があります。これは農地ではなく変更したものであると確認しておりましたが、後に調べておりますと無許可だったということで、現在は建物が建っておりますが、売買させたときにこの建物は壊すのではなく20年だけは壊さずに無償で使わせてくださいということでH氏とお話をして、それで了解を取っております。従いまして、この用地につきましても、そういった形でありますから、最後にトラブルになった時に、わからなかったということがないように一つ付け加えていただきたいなというふうに思います。

*8番（三嶋秀二郎委員） 高橋委員からお話がありましたけれども、H氏が立会をした際にはここを売買して太陽光を設置するというので、今おっしゃったような意見はございませんでした。これで採決をお願いします。

*事務局（鎌田裕之次長） 高橋委員からご指摘がありました、隣接する…番、…番については、5条の申請のほうにも、あとはご本人からも事務局はお話を伺っておりません。ですので、その件に関しての回答は差し控させていただきます。建物についてはそのままの状態でお使いになるということで高橋委員とはお話をされたんだと思いますが、その辺につきましても、許可書をお渡しする際に事務局からもお話をさせていただきたいと思っております。

*議長（我孫子武二会長） ほかに質疑ございませんか。

—「なし」の声あり—

- *議長（我孫子武二会長） 質疑がないようですから、これで審議を終わります。これより、議案第5号、農地法第5条の規定による許可申請についての採決を行います。お諮りします。本件は、申請のとおり許可することにご異議ございませんか。

—「異議なし」の声あり—

- *議長（我孫子武二会長） ご異議なしと認めます。よって、議案第5号、農地法第5条の規定による許可申請については、申請のとおり許可することに決定しました。

日程第8 議案第6号 農用地利用集積計画の審査について

- *議長（我孫子武二会長） 日程第8、議案第6号 農用地利用集積計画の審査についてを議題といたします。事務局より説明をさせます。

- *事務局（猪股雅敬主事） 議案第6号 農用地利用集積計画の審査について。下記農地について農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により審査決定を求められたので審議されたい。平成30年5月25日提出。加美町農業委員会会長 我孫子武二。

次のページをご覧ください。今月の農用地利用集積の審議は、売買2件、賃貸借57件、使用貸借1件の計60件でございます。

番号1、渡人、I氏、63歳。受人、J社、代表取締役、K氏。申請地は下新田字北村の田2筆で、計344㎡。権利移動の種別は売買で、売買金額は総額…円でございます。

番号2、渡人、L氏、76歳。受人、M氏、42歳。申請地は城生字前田の田7筆。権利移動の種別は売買で、売買金額は総額…円でございます。

申請番号3番から57番までの案件につきまして、農事組合法人Nとの賃貸借の再設定でございます。54件で、筆数286筆、面積538, 215㎡でございます。

申請番号58番から60番までの案件につきましては、いずれの案件も売買価格、賃借料はおおよそ標準的な金額となっており、権利移動の種別並びに利用権の設定期間は議案書のとおりとなっております。

以上、60案件で田305筆、面積560, 962㎡となっております。これらの案件の計画内容は、経営面積、従事日数等、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に規定する要件を満たしているものと判断されます。以上で説明を終わります。

- *議長（我孫子武二会長） 議案の説明が終わりました。これより審議を行います。質疑ございませんか。

—「なし」の声あり—

*議長（我孫子武二会長） 質疑がないようですから、これで審議を終わります。これより、議案第6号 農用地利用集積計画の審査についての採決を行います。お諮りします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

—「異議なし」の声あり—

*議長（我孫子武二会長） ご異議なしと認めます。よって、議案第6号 農用地利用集積計画の審査については、原案のとおり決定いたしました。

以上をもちまして、本日の案件はすべて議了いたしました。これで平成30年度第2回加美町農業委員会定例総会を閉会いたします。大変ご苦勞さまでした。

〈午後1時56分 閉会〉

この議事録は、事務局長 太田浩二が調製したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、署名押印する。

平成30年5月25日

議 長 我 孫 子 武 二

署名委員 天 野 勇 一 郎

署名委員 小 山 京 子